

(15) 退職手当審査会（条例第18条）

退職手当審査会に諮問しなければならない退職手当の支給制限等の処分

- ① 懲戒免職等処分機関が退職後に退職手当算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたことによる処分（条例第14条第1項第3号（対退職者）若しくは第2項（対遺族））
- ② 退職者への返納命令（条例第15条第1項）
- ③ 遺族への返納命令（条例第16条第1項）
- ④ 退職手当受給者の相続人への退職手当相当額の納付命令（条例第17条第1項から第5項）

(16) その他

① 地方自治法第252条の17第3項の規定に基づく派遣職員

給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣した団体の負担となる。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

② 退職手当の支給されない場合

- (イ) 勤続6か月未満の自己都合退職
- (ロ) 死亡退職し、遺族が誰もいない場合
- (ハ) 退職した日、又は翌日付けで再び定数内職員となった場合

③ 退職手当請求権の時効

- (イ) 一般職の場合は労働基準法第115条により5年となる。
- (ロ) 特別職の場合は地方自治法第236条により5年となる。

④ 退職手当債権の譲渡又は質入

- (イ) 準則及び組合条例では、退職手当の給付を受ける権利について、譲渡又は担保に供することを禁止する明文の規定はない。
 - (ロ) 最高裁の判例では、譲渡性を否定はしていない、又譲渡性を否定していない以上、質入も有効になしうるとしている。
 - (ハ) 退職手当請求権が有効に質入された場合であっても、退職者に直接支払わなければならない。
- (ニ) 質権者は、民事訴訟法の執行方法による場合でなければ直接請求することができない。

⑤ 退職手当金の差押え

民法第366条の規定による強制執行により質権の実行がなされる。この場合には、組合は第三債務者となり、債務者に代わって支払いする。（市町村等に給料の差押えがされた場合は、差押え内容をよく確認し、退職手当も含んでいる場合は、そのままにせず必ず裁判所又は債権者にその旨を連絡すること。）

⑥ 給与改定に伴う退職手当の差額支給

- (イ) 退職者の給与改定の報告は、組合より送付される「退職者の給改差額報告書」にて別途作成して、すみやかに報告すること。
- (ロ) 上記の報告は、退職者の退職日における給改報告のみとする。ただし、全職員の「給改差額報告書」には、退職者についても再び報告し、その場合は給改期間の全部を記載しなければならない。
- (ハ) 「退職者の給改差額報告書」による確認後、退職手当の差額分は自動払いする。